

2024/10

女性差別撤廃委員会

日本審議(ジュネーブ)に

私たちの代表を+

送ります!



女性差別撤廃委員会の委員に日本の女性労働者の現状を直接訴えます。

委員会では政府の報告と同様に、NGOの意見も尊重されます。全労連女性部は日本の他のNGOと一緒にレポートを出し、委員と懇談します。

前回(2016年)の日本審議では、私たちがとの懇談や提供した資料をもとに委員から様々な意見が出され、勧告に生かされました。

前回2016年審議の動画とパンフレットはこちらから



代表派遣のためのカンパにご協力ください

ZENROHEN 全労連女性部

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F

1人でも入れる組合があります 相談無料

0120-378-060

月～金 10:00～17:00 (休日の地域別労働相談センターにて異なります)

生きていくために 私が私らしく



国連女性差別撤廃条約の完全実施を

1985年の条約批准から40年もたつのに...

ジェンダー平等度 125位 | 男女賃金格差 69.5%

世界女性国会議員ランキング 148位 16%

夫婦同姓を法で強制されるのは日本だけ

非正規雇用者の割合 男 22.2% 女 53.3%

男性の育児取得率 17.13%

あらためて知りたい女性差別撤廃条約とは?

目指すもの

女性差別をなくす!

男らしさ・女らしさからの解放

性に関係なく、自分らしく生きること!

女性の権利章典とも言われます。女性差別撤廃条約を実現すると、性に関係なく、みんなが暮らしやすい世の中へ転換することができます。

どんなもの?

機会の平等ではなく、結果としての平等を!

法律や規則のなかの差別はもちろん、社会慣習・慣行の中の性差別をなくすことも求めています。

あらゆる形・分野での性差別をなくし「結果としての平等」を実現する「具体的措置」を各国に義務づけています。



政治、健康、慣習、家族、雇用、教育、女性への暴力...あらゆる分野での性差別をなくす

しくみ



CEDAW 女性差別撤廃委員会

審議に参加

レポート

報告

要求

政府

NGOなど

セダウ CEDAW 国連女性差別撤廃委員会

締約国は女性差別をなくすための施策の実施状況を、定期的に国連に報告します。CEDAWが締約国を招いて審議(建設的対話)をします。NGOからの報告も参照しながら、各国政府に対する勧告を「総括所見」として発表します。勧告には強制力がないことから守らせるためのNGOの活動が大切です。

日本審議は今までに5回実施。前回は2016年。

HISTORY

女性差別撤廃条約

1979年国連で採択

日本は1985年に批准

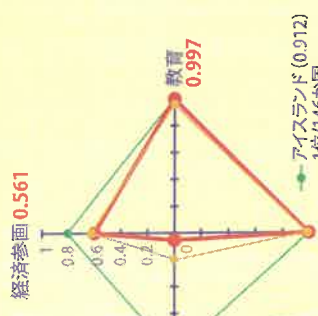
189カ国が批准済み

セダウ 前回のCEDAW勧告から8年 日本はどう変わった？

2023年 (0.647) **125位**
 ジェンダーギャップ指数

146カ国中主要7カ国で最低、かつ過去最低

(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2023)」より作成
 2. 分野別の順位：経済(125位)、教育(47位)、健康(59位)、政治(138位)
 3. 男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)。完全平等が1、完全不平等が0。



8年前の日本への勧告

- 包括的な女性差別禁止法制定
- ポジティブアクション(暫定的特別措置)の実施
- 一刻も早い民法改正
 - ・選択的夫婦別姓の導入
 - ・結婚最低年齢の男女差解消 **2018年 制度化!**
 - ・女性のみ適用される **2022年 制度化!**
- 再婚禁止期間の解消
- 「慰安婦」問題は、被害者本位で解決を
- 政治への女性進出
- 女性に対する暴力根絶

労働の分野で「強く要請」された勧告

- 同一価値労働同一賃金原則を実施し、賃金のジェンダー格差縮小への努力強化
- 男女とも親休導入、十分な保育施設確保
- セクハラ禁止と制裁を規定する法令制定、マタハラなど雇用差別にあった女性の司法へのアクセス確保
- 労働監督の強化
- 先住民・マイノリティ女性・障害女性・移住女性労働者の雇用実態を調査し、ジェンダー統計を作成すること
- 女性家事労働者の地位に関する情報提供
- ILO第111号条約(差別禁止)やILO第189号条約(家事労働者のディーセントワークに関する条約)批准の検討

CEDAWの勧告と国内の運動で実現!

- 民法改正
 - 結婚最低年齢の男女差 **解消**
 - 女性のみ適用の再婚禁止期間 **解消**



この勧告を武器に、職場を良くする・自分らしく生きられる社会にしよう!

職場や家庭で感じるモヤモヤ=ジェンダー差別について話しあってみましょう

こんな運動もやっている!

女性差別撤廃条約の効力を発揮するには選択議定書批准が必要ですが、選択議定書の批准国は115カ国(2020年7月)。日本はまだ批准していません。



批准したら日本は変わる

国際基準が尊重され、日本の裁判所が女性差別撤廃条約を裁判に適用するようになります。調査制度を使って、NGOなどが直接、国連に訴えることができますようになります。

個人通報制度

女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害されたとき、最高裁でも認められなかったら、女性差別撤廃委員会(CEDAW)に通報して救済を申し立てることができる制度

調査制度

女性差別撤廃委員会(CEDAW)が、女性差別撤廃条約に定める権利の、重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力のもとで調査し、国に調査結果を意見・勧告とともに送付する制度。



最高裁で認められていない 選択的夫婦別姓

2024年2月、選択的夫婦別姓制度を求める3回目の集団訴訟が提訴されました。これまで2016年と2021年に、最高裁判所大法廷が、夫婦同姓を強制している現行法に、「合憲」判断をしています。

